

# 人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案について

平成 22 年 10 月  
総務省人事・恩給局

## 1 趣旨

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、人事統計報告に関する政令（昭和 41 年政令第 12 号）により、各種人事統計報告の作成及び保管を行っている。各種人事統計報告の対象職員等については、人事統計報告に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 3 号。以下「人事統計府令」という。）において定めているところであるが、今回、人事院規則の改正により、非常勤職員について日々雇用の仕組みを廃止し、1 会計年度内に限って、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度が設けられることを受け、人事統計府令のうち、非常勤職員在職状況統計報告に関する規定の整備等を行う。

## 2 主な改正内容

### （1）規定の整備（第 5 条関係）

「（人事院規則 15－15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「人規 15－15」という。）第 2 条の日々雇い入れられる非常勤職員については、7 月 1 日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とする。）」部分を削除するなど所要の規定の整備を行う。

### （2）報告様式の整備（別記様式第 5 関係）

人事統計府令に基づき作成される各種統計報告のうち、様式第 5 に係る統計報告（非常勤職員在職状況統計報告）の備考欄「1」と「2」の文言については、人事院規則の改正に伴い形式改正。同欄の「3」は削除し、「4」を「3」に改める。

## 3 公布日（施行日）

平成 22 年 10 月 1 日